

## <史料紹介> テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (21)

テオドシウス法典研究会, 代表 後藤篤子 / A, Study Group for CTh

---

(出版者 / Publisher)

法政大学史学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

法政史学 / 法政史学

(巻 / Volume)

78

(開始ページ / Start Page)

56

(終了ページ / End Page)

74

(発行年 / Year)

2012-09-30

## 〈史料紹介〉

## テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (111)

## テオドシウス法典研究会

(代表 後藤篤子)

- 一 三二三年(法文①)～⑩(以上『専修法学論集』第五九号「一九九三年九月」)
- 二 三二四年(法文⑪)～⑳(以上同六〇号「一九九四年三月」)
- 三 三二五年一月～一〇月(法文㉓)～㉔(以上同六一号「一九九四年七月」)
- 四 三二五年一月～三二六年(法文㉕)～㉖(以上同六三号「一九九五年三月」)
- 五 三二七年～三二九年三月(法文㉗)～㉘(以上『立教法学』第四三号「一九九六年二月」)
- 六 三二九年四月～七月(法文㉙)～㉚(以上同四五号「一九九六年九月」)
- 七 三二九年七月～一〇月(法文㉛)～㉜(以上同四七号「一九九七年七月」)
- 八 三二九年一月～三三〇年二月(法文㉝)～㉞(以上同五〇号「一九九八年七月」)
- 九 三三〇年二月～三三二年一月(法文㉟)～㊱(以上同五三号「一九九九年七月」)
- 一〇 三三二年二月～八月(法文㊲)～㊳(以上同五六号「二〇〇〇年八月」)
- 一一 三三二年八月～三三三年四月(法文㊴)～㊵(以上同五八号「二〇〇一年七月」)
- 一二 三三三年五月～三三五年六月(法文㊶)～㊷(以上『法政史学』第五七号「二〇〇二年三月」)
- 一三 三三五年六月～三三六年三月(法文㊸)～㊹(以上同五九号「二〇〇三年三月」)

一四 三二六年三月～七月（法文<sup>(219)</sup>～<sup>(238)</sup>）（以上同六二号「二〇〇四年九月」）

一五 三二六年八月～三二七年三月（法文<sup>(239)</sup>～<sup>(253)</sup>）（以上同六四号「二〇〇五年九月」）

一六 三二七年四月～三二九年一月（法文<sup>(254)</sup>～<sup>(273)</sup>）（以上同六六号「二〇〇六年九月」）

一七 三三〇年二月～三三一年八月（法文<sup>(274)</sup>～<sup>(291)</sup>）（以上同六八号「二〇〇七年九月」）

一八 三三二年一月～三三三年四月（法文<sup>(292)</sup>～<sup>(305)</sup>）（以上同七〇号「二〇〇八年九月」）

一九 三三三年五月～三三四年二月（法文<sup>(306)</sup>～<sup>(322)</sup>）（以上同七二号「二〇〇九年九月」）

二〇 三三五年三月～三三六年一月（法文<sup>(323)</sup>～<sup>(333)</sup>）（以上同七七号「二〇一二年三月」）

二一 三三七年二月～八月・発布年不詳の法文（法文<sup>(334)</sup>）  
<sup>(345)</sup>（以上本誌）

（承前）

三三七年

<sup>(334)</sup> 第三卷第一章第二法文

同（「ニコノスタンティヌス」帝がグレーゴリウス<sup>(1)</sup>に〈宣示す〉）。

買主は、購入した物の税<sup>(ケクセス<sup>(2)</sup>)</sup>（の負担）を引き受けるべきである。税<sup>(ケクセス)</sup>（負担の引き継ぎ）なしに物を購入したり売却することは、何びとにも許されない。さらに、今後は本法に基づいて公のあるいは国庫による調査がなされるべきであり、もし何かが税<sup>(ケクセス)</sup>（負担の引き継ぎ）なしに売却されたことが第三者によって告発されたときは、国庫が没収することで、売主は地所を失い買主は代金として与えたものを失うものとする。<sup>(3)</sup>

(1) さらに、以下のことが決せられた。売主と買主の間で正規の手續きに從つて契約<sup>(4)</sup>が交わされるときに確かな真の所有権が隣人たちによつて証明されない場合は、いかなる物であれ何びともそれを売却することはできない。なお、本法の規定は、たとえ「腰掛け」あるいは俗に言われるところの「帯状地」<sup>(5)</sup>が売却される場合であっても所有権を示す証明がなされなければならない、というところにまで及ぶべし。

(2) 買主と売主の間で周到な抜け道を用いて正規の手續

きが行われてはならず、欺罔的な売却は完全に葬り去られて死滅すべきである。<sup>(6)</sup>

フェーリーキアーンヌスとティティアーンヌスがコーンスルの年の二月四日コーンスタンティノポリスで付与す。

- (1) Gregorius. この人物については法文<sup>(33)</sup>註(1) 参照。
- (2) census. ケンヌスには、「課税台帳」(法文<sup>(32)</sup>)、「課税査定額」(法文<sup>(30)</sup>)、「課税基礎査定」(法文<sup>(30)</sup>註(13))、法文<sup>(32)</sup>)、「財産評価」(法文<sup>(32)</sup>)、法文<sup>(30)</sup>) などのさまざまな意味があるが、Gothofredus, ad h. l. は「税」(tributum) のことであると、Heumann/Seckel, s. v. [Census] も、『勅法彙纂』第四卷第四十七章第二法文末尾に本法文にもとづいて付加されたとされる一文 (cf. Krüger ad Cl. 4. 47. 2) の中の census を「財産に付随する税」と解している。
- (3) コンスタンティーンヌス帝は、買主は税を負担しないとの条件で土地が売買された場合でも買主が納税義務を引き継ぐべきであるとし(法文<sup>(30)</sup>参照)、他の勅法においても買主・売主間のそのような合意を無効として買主に税負担を課していたと解されるが(法文<sup>(32)</sup>註(3) 参照)、本勅法では、売買自体を無効として地所も代金も国庫に没収するという厳しい制裁を科している。ただし、M. Kaser, *Das römische Privatrecht* II (法文<sup>(15)</sup>註(2) 所引), p. 277, n. 27 は、法文<sup>(30)</sup>と同様の税負担義務を譲受人に課している本法典第一一

卷第三章第三法文(三六三年)や同第五法文(三九一年)をもとに、のちの実務においては本法文で規定された制裁は厳格には解されていなかったらしいとしている。

- (4) solemniter. M. Kaser, *op. cit.*, p. 77, n. 29; p. 277; p. 385, n. 6 によれば、本法文では土地の売買が問題になっており、正規の手続きとは、土地売買の際に明らかにその必要性が前提とされていた「証書の作成」を意味する。

- (5) scannum. 本来はこの scannum という言葉が带状の土地を示す専門用語として用いられていたが、それを理解できなかった本法文の編纂者が、誤った解釈によって subsellum (腰掛け) という言葉を専門用語として本勅法に加えてしまったとされる。Heumann/Seckel, s. v. [Subsellum] および『ヴァチカン断片 Fragmenta Vaticana』第三五節第四法文中の scanna に対する Mommsen の註 (*Collectio librorum iuris antequintiani in usum scholarum*, tomus 3, 1890, p. 27) を参照。

- (6) 法文<sup>(30)</sup>は、「少なからぬ者たちが他の人々の差し迫った窮状に乘じ、肥沃な選び抜かれた地所を、自分たちはそれらの(地所に付随する)滞納分を国庫に納めず、税を免れた状態でそれらを所有する、という条件で購入している」ことを伝える。

335 第一二巻第五章第二法文

同(II)コンスタンティヌス)帝がアフリカ州會議に(宣示す)。

祭司や祭司を務めた者および終身神官、さらには二人官職を務めた者<sup>(3)</sup>さえも、食糧供給役や下級の負担<sup>ムネラ</sup>から免除されるよう我等は命じる。このことが永遠の遵守によつて確かなものとされるように、本法が青銅板に刻み込まれたうえで公にされることを我等は命じた。

フェーリーキアヌスとティティアーヌスがコンスルの年の五月二一日カルターゴで掲示す。

- (1) concilium provinciae Africae. 州會議については、法文⑦註(2)における concilia provincialiarum に関する説明を参照。なお、アフリカ州會議は、法文⑧の受取り手でもある。
- (2) sacerdotes et flamines perpetui. アフリカにおける祭司 sacerdos と神官 flamen につづいては、法文⑧註(2)を参照。なお、本法文では sacerdotes という形容詞が名詞として使われているため、現職の sacerdos だけでなく、その経験者も含むものと解釈した。
- (3) duumvirates. アフリカにおける二人官 duumvir については、法文⑧註(2)、法文⑩も参照。

336 第一三巻第四章第二法文

同(II)コンスタンティヌス)帝が道長官マークシムスに(宣示す)。

各都市に滞在している、後掲の一覧に収録されている技術の職人たちがすべての負担<sup>ムネラ</sup>から免除されるよう我等は命ずる。なぜなら、自由な時間がそれらの技術習得に向けられるべきなのだから。こうすることで、職人たちは自らをさらに熟達させ、自らの子息たちに(技術を)教えることを一層望むであろう。

フェーリーキアヌスとティティアーヌスがコンスルの年の八月二日に付与す。

技師 architecti、格間職人 laquearii、左官 albarii、大工 tignarii、医師 medici、石工 lapidarii、銀細工師 argentarii、建築師 structores、獣医 mulmedici、石切工 quadratarii、金刺繡細工師 barbaricarii、床職人 scansores<sup>(4)</sup>、絵師 pictores、彫師 sculptores、真珠細工師 diatretarii<sup>(5)</sup>、指物師 intesinarii、彫像職人 statuarii、モザイク職人 musivarii、銅細工師 aerarii、鍛冶師 ferrarii、大理石工 marmorarii、鍍金職人 deauratores、鋳物師

fusores、紫染色工 *blattarii*、舗石職人 *tessellarii*、金細工師 *aurifices*、鏡職人 *specularii*、車駕大工 *carpentarii*、水測量士 *aqueae libratores*、ガラス職人 *vitriarii*、象牙細工師 *eburarii*、縮絨工 *fullones*、焼物師 *figuli*、鉛細工師 *plumbarii*、毛皮職人 *pelliones*。

(1) コンスタンティヌス帝が死去したのは三三七年五月二二日なので、八月二日に付与され、死亡した皇帝を發布人とする本法文は一見すると問題があるように見える。しかし、Mommsen, ad h. 1. は、コンスタンティヌスの死後も後継帝が宣言されるまで（コンスタンティヌスを継いだコンスタンティヌス二世、コンスタンティウス二世、コンスタンティヌスが正帝として宣言されたのは三三七年九月九日）は彼の死が秘され、司法行政措置もコンスタンティヌスが生きているかのようにして出されたというエウセビオス『コンスタンティヌスの生涯』第四卷第六七章の記述を重視する。そのため、本法文もそのような事例に該当するのであり、*inscriptio*、*subscriptio* ともに問題はなからうとする。

(2) Maximus、三二七～三二八年（法文⑤①、⑤②、⑤③、⑤④）、三三二～三三三年（法文⑤⑤）、三三七年（本法文）の三度、道長官を務めたことが知られる。なお、*PLRE*, I, pp. 590f. (Valerius Maximus 49) は、本法文の時期にマークシムス

が副帝タルマティウスの道長官であったと推測する。

(3) 同じ勅法を収録する『勅法彙纂』第二〇卷第六章第一法文では次のような形で技術者たちが列挙されている。ただし写本間での異読は多い。

「そして、一覧は以下のとおりである。技師 *architecti*、医師 *medici*、獣医 *mulomedici*、絵師 *pictores*、彫像職人 *statuarii*、大理石工 *marmorarii*、ネット職人 *lectarii*、あるいはラッカーリウス *laccarius*、錠前師 *clavarii*、四頭立て戦車職人 *quadrigarii*、石切工 *quadratarii*、すなわちギリシア語で言うところのリトテークタイ、建築師 *structores*、すなわち建物の職人 *aedificatores*、木彫り細工師 *scultores ligni*、モザイク職人 *musarii*、鍍金職人 *deauratores*、漆喰職人 *albi*、すなわちギリシア人が言うところの *コニアータイ*、銀細工師 *argentarii*、金刺繡細工師 *barbaricarii*、真珠細工師 *diatretarii*、銅細工師 *aerarii*、鋳物師 *fusores*、彫刻家 *signarii*、ズボン職人 *fabri braccarii*、水測量士 *aqueae libratores*、焼物師 *figuli*、すなわちギリシア語でケラメイスと言われる者たち、金細工師 *aurifices*、ガラス職人 *vitriarii*、鉛細工師 *plumbarii*、鏡職人 *specularii*、象牙細工師 *eburarii*、毛皮職人 *pelliones*、縮絨工 *fullones*、車駕大工 *carpentarii*、彫師 *scultores*、左官 *dealbatores*、寶石加工職人 *clusores*（註：P. Krüger は造幣工 *cusores* の読みを取る）、亚麻布職人 *linarii*、大工 *ignarii*、金箔職人 *blattarii*、すなわちベタルールゴイ。」

(4) scansores. 写本上では scasores と表記されており、語義が不明である。Gothofredus, ad h. 1. は『語彙集[Glossae]にある“scansor, κτυροπότης”という項目を指摘した上で、おそらくギリシア語 κτυροπότης からの推測であろうが、scansores が床の舗装に関わる職人と考える。そして、「舗装する」「床石を（敷く）」という意味の動詞 sternō からできた stratores というラテン語を読むべきかもしれないと疑問符付きで提案している。また Gothofredus は scansor という読みを採用した上で、「この語を scando “昇る”と関連させ、昇降用の階段 scalaria に関わる職人かもしれない」という推測も併せて提示している。

Mommsen, ad h. 1. は「この箇所は Gothofredus に特別な言及はしていないが、彼と同じく『語彙集』を参照させながら、scansor の読みを採用しており、翻訳にあたっては上記 Gothofredus の考察を参考に、『語彙集』のギリシア語を重んじて「床職人」とした。

(5) diatretarii. Ch. T. Lewis & Ch. Short, *A Latin Dictionary: founded on Andrews' edition of Freund's Latin dictionary* (Oxford, 1879), s. v. [diatretarius] : K. E. Georges, *Ausführliches lateinisch-deutsches Handwörterbuch* (8. Aufl., Hannover, 1913), s. v. [diatretarius] は「いずれも、ギリシア語の「突き通された δίατρητος」という語に由来する職人名と考へ、「透かし彫り細工の職人」「線条細工師」という解釈を提示する。これに対し、Gothofredus, ad h. 1. は「この

職人リストをギリシア語で伝える『勅法彙纂』の B 写本に τυροπότης, τοῦς μαρτυροπότης という記載があることから、真珠に穴を開けて加工する職人とする。翻訳は Gothofredus の解釈に従った。

## 発布年不詳

### ③⑦ 第一卷第二十七章第一法文

コーンスタンティヌス帝が〈宣示す〉。

裁判官はこの先、自らの責務に従って以下のことを守らなければならない。すなわち、もし司教の法廷に訴えが持ち込まれるならば、〈裁判官の〉沈黙が与えられるべきであり、また、もし何びとかが事案をキリスト教の法に移してその裁きに従うことを欲したならば、たとえ訴訟が裁判官のもとで開始されていたとしても、その者への要求は聞かれるべきであり、かつ、彼ら（＝司教たち）により裁かれたことは、何であれすべて神聖と見なされるべし、ということである。ただしそれは、訴訟当事者の一方（のみ）が上述の聴聞の場合（＝司教の法廷）に赴き、そこでの裁定

を報告するような場合には、適用されてはならない。何となれば、裁判官は現前の訴訟に関して全き裁判権を有するべきであり、それゆえすべてが報告され受け入れられたのちに〈自らが〉判決を申し渡すべきであるから。<sup>(2)</sup>

正帝……と副帝クリースプスがコーンスルの年の六月二三日コーンスタンティノポリスで付与す。<sup>(3)</sup>

(1) ab his fuerit indicatum. この箇所先立つ文中には「司教の法廷 episcopale iudicium」、「キリスト教の法 lex Christiana」があるのみで、この箇所の his に対応する複数形の名詞はないが、意味を取って「彼ら(＝司教たち)」とした。

(2) ita tamen, ne usurpetur in eo, ut unus ex litigantibus pergat ad supra dictum auditorium et arbitrium suum enuntiet. Iudex enim praesentis causae integre habere debet arbitrium, ut omnibus accepto laus pronuntiet. 『テオドシウス法典』の第一〜五巻については極めて不完全な二写本があるのみで、他の法史料から復元しなければならぬ部分が多い。本法文が収録されている第一巻第二章については、Momm森は「シルモン勅法集 *Constitutiones Sirmundanae*」の後に収録されてゐる『テオドシウス法典』第二章 De episcopali definitione からの法』という前書きを持つ二法文を、Krüger はそれらに『勅法

彙纂』第一巻第四章第七法文を加えた三法文を、復元してゐる (cf. John F. Matthews, *Laying Down the Law: A Study of the Theodosian Code* [New Haven & London 2000], pp. 94ff. et 124)。いずれにせよ、本法文後半のテキストについては欠落があると思われ、その意味するところを含め、本法文については長い研究史がある。それは、現存する限りでは本法文が「司教の法廷 episcopale iudicium」に言及する最初の勅法だからである。

一方には、本法文が惹起した問題に関する諸訓への回答と思われる「シルモン勅法集」第一法文(三三三年五月五日、道長官 Ababius 宛)や五世紀半ばの教会史家ソーンメノスの著述 (*Historia Ecclesiastica*, I, 9) 等も考え合わせ、コーンスタンティヌスは司教に民事裁判権を与えたとする見解がある。たとえば弓削達は、同帝は「宗教以外の俗事にかんしても、民事裁判権を司教に与えた」、「原・被告いずれの側も先方の意思に反して、民事訴訟を司教の前に提起することが出来、またかりに訴訟手続きが総督の前で始められていても司教法廷 (episcopale iudicium, audientia episcopalis) にこれを移すことができた」と述べる(『後期ローマ帝国における都市の構造的変質』、『古代史講座10 世界帝国の諸問題』[學生社、一九六四年]、三一四〜三一五頁)。Jones, *LRE*, p. 480 は、「コーンスタンティヌスは司教に裁判権を付与すること、もう一つの地方法廷を創出した」と述べる。そして、本法文は「たとえ訴訟が

通常法廷で開始されていたとしても、判決が下されるまでの時点においても当該訴訟を司教のもとに移すことができ、司教の決定は最終的なものであるべきで、民政当局により遂行されるべき」ことを規定し、さらに「司教は両当事者の言い分を聞かねばならない」ことを定めたが、司教法廷への移管が両当事者の合意を必要とするのかについては明記しなかったために、三三三年に道長官アブラビウスがこの点を問い、「一方の当事者が他方の意思に反して司教裁判を求めたときでさえ、司教はその案件を裁くべきであり、さらなる上訴は認められない」という「驚くべき回答」を得ることになったとする。T. D. Barnes, *Constantine and Eusebius* (Cambridge, Mass. & London 1981), p. 51 は、現存はしないものの本法文と『シルモン勅法集』第一法文からその存在が推測できる勅法（この「勅法」の存在を推定する研究者は多い）で、「コーンスタンティーンヌス帝は他のキリスト教徒と民事訴訟になっているキリスト教徒は、どの段階でも、また相手方の同意がない場合ですら、その訴訟を世俗の行政官の法廷から司教の裁定に移せるということを立法化した（と思われる）」と述べ、

コーンスタンティーンヌスは司教の裁判権に明確な限界を設けることはしていないが、これらの規則は訴訟当事者の双方がキリスト教徒である場合にのみ適用されたのかもしれない、とする。そして本法文については、「その主たる目的は、世俗の裁判官が、司教の裁定についての一方の当事

者による偏った報告や不正確な報告を受け入れ、それに基づいて行動することを防ぐことであつたと思われる」と考える。近年では、John C. Lamoreaux, “Episcopal Courts in Late Antiquity,” *Journal of Early Christian Studies*, 3: 4 (1995), pp. 145-148 が、コーンスタンティーンヌス帝は司教に民事裁判権を付与したという立場で、本法文と『シルモン勅法集』第一法文（および両者の間に出された現存しない勅法）について論じている。

他方、コーンスタンティーンヌス帝が司教に認めたのは厳密に言えば仲裁裁判権であつたとする見解も、長く主張されている。たとえばF. テインネフェルトは、「エピスコパリス＝アウディエンティアの正しい理解のために次の三点が強調されねばならない。(一)それは、自発的に依頼することができる仲裁裁判権であること、(二)それは決して正規の裁判権の代用とならうとするものではないこと、(三)それは、国家の裁判権と並んで、道徳的・宗教的に根拠づけられた調整器として存在したこと、である」と言う（『初期ビザンツ社会』『弓削達訳、岩波書店、一九八四年』、三一―頁）。

このような研究史の伝統に対し、Jill Harris, *The Law and Empire in Late Antiquity* (Cambridge 1999) は、episcopalis audentia を取り上げた第10章 (pp. 191-211) で、キリスト教に関わるコーンスタンティーンヌスの立法すべてに特別の重要性を認めようとする傾向を戒める。そして、episcopalis

audientia) に関するコンスタンティヌスの法は、司教の裁決からの上訴を認めない点で司教に世俗裁判官に勝る権限を与えているように見えるが、司教はキリスト教共同体内で、ローマ法に則って裁こうとする点で世俗裁判官に似た裁判官であったのみならず、長く仲裁者・調停者の機能も果たしてきた点を強調する。そして、そのような現実に疎かったコンスタンティヌスの立法は、四世紀前半のキリスト教共同体内で司教裁判が日常的に果たしていた機能にそぐわなかったがゆえに、限定的な影響力しか持たなかったとする (p. 191)。彼女は、本論文の後半については「司教の裁決は拘束力を持つべきものであったが、(見るところ) いずれかの当事者が一方的に許可を受けないまま司教のもとに行ったり、世俗の裁判官が主宰する訴訟手続きを妨害したりすることは許されなかった」という趣旨だと考える。さらに、本論文の起草者が司教裁判と世俗裁判の両方を指して iudicium、それぞれの決定を指して arbitrium と言ひ、これら二つの語を互換可能なものとして用いていること、つまり、法体系の枠内の法廷裁判 iudicium と、より非公式な仲裁 arbitration の区別がなされていないこと、そしてこの曖昧さがソーンメノスから今日にいたるまで繰り返されてきたと指摘する (pp. 195f)。彼女は、コンスタンティヌスが司教裁判を世俗の裁判と融合させようとした可能性は否定しない。ただし、帝国のキリスト教化の早期におけるそのような試みは多くの問題を惹起したであろうと述べ、

『シルモン勅法集』第一法文の規定をローマ法に照らした際の多くの問題点を指摘して、コンスタンティヌスのこれらの法は「無視された」と結論づける (p. 199)。そして、四世紀末までには司教裁判は「仲裁裁判」に収斂されていくと考える。

これに対し、Olivier Huck, *La «création» de l'audientia episcopalis par Constantin*, in: *Empire chrétien et église au IV<sup>e</sup> et V<sup>e</sup> siècles* (Paris 2008), pp. 295-315 は「コンスタンティヌスの措置は古代末期における司教の社会的影響力の形成過程を考える上で非常に重要であることを改めて主張し、本論文と『シルモン勅法集』第一法文を仔細に検討する。そして、三一八年に本論文が發布された経緯を以下のように推測する。コンスタンティヌス帝のキリスト教優遇政策の噂が広がり始め、従来は異教徒の裁判官、仲裁人あるいは調停人に頼らざるを得なかった人々(少なくとも最初のうちには主にキリスト教徒)が、自分たちの紛争事案を司教のもとに持ち込むようになった。しかし、両当事者の仲裁契約 compromissum により仲裁人の決定が拘束力を持つローマ法の仲裁手続きと比べ、司教の決定には、両当事者が司教に認めるカリスマ的権威以外、その実効性を保証するものがないという問題点があった。そこで当事者の一部は、世俗の裁判官のもとで訴訟手続きを開始してから、訴訟が未決の間に司教のもとに赴き、司教から当該事案に関する仲裁裁決を得た。そのうち、元の法廷に戻ってきて、

世俗の裁判官の判決の中に司教による裁決内容をそのまま取り入れるよう求めた。このような場合にどう行動すべきか、という請訓に対する回答が本法文であった。民事訴訟の裁判官は訴訟当事者たちが既に開始された訴訟手続きを司教のもとに移すことを妨げてはならず、また、彼らが自分のもとに戻ってきて、自分が下す最終判決に司教の決定を取り込むよう求めるならば、それを拒んではならない。したがって民事裁判官は、いずれかの当事者が相手方の同意なしに一方的に司教のもとに赴き、自分に都合のよい見解を司教から獲得し、不正に得た司教の裁決を最終判決に取り入れさせようとするといったたぐいの策略に騙されないよう、注意しなければならない。本法文の趣旨をこのように解釈するHuckは、一方の当事者のみが好意的な仲裁裁決を得るために司教のもとに行くこと（そして、その裁決を民事裁判官に報告すること）を *usurpation* と言っているのだから、本法文で問題になっている司教の聴聞は「合意している者たちの間 *inter volentes*」のもの、つまり「仲裁裁判」であると結論づける (pp. 297-301)。しかしこれは、三三三年の『シルモン勅法集』第一法文までの間に出された現存しない勅法により、双方の当事者の合意を必要としない (*inter nolentes*) 真正の裁判権に変わるといふのが、Huckの考えである。

しかし、以上のような長い研究史の伝統に対し、Caroline Humfress, *Orthodoxy and the Courts in Late Antiquity* (Oxford

2007), pp. 156-166 が *episcopalis audientia* に関する勅法を分析する際に繰り返している指摘、すなわち、個々の勅法は個別具体的な状況・問題への対応として理解されるべきものであり、本法典や『勅法彙纂』に抄録されている勅法からの「一般化」は危険、という趣旨の指摘は重要であろう。Humfressは本法文もまた、司教裁判権の性質を定義しようとするのではなく、むしろローマ法のもとにおける個別具体的な「手続き」問題に向けられたものであると強調する。そして、本法文の趣旨は、(一) 行政官のもとで訴訟手続きを始めた一部の訴訟当事者が、のちにその案件を司教の「法廷」に移すことを決めた場合、その行政官は訴訟手続きを停止し、その事案の *Christianae lex* への移送を許可しなければならない (訴訟当事者の側も、かかる手続きを踏むことなしに司教のもとに移ってはならない)、(二) 司教によりひとたび裁決が下されたならば、それは神聖なものとして扱われるべきであるが、その訴訟当事者はなおも、元の行政官の法廷に戻り、自分が司教から得た決定を開示することを求められ、このようにして司教の決定は、その訴訟のそもそもの提起先である行政官によって正式に宣告される、ということだと考える (pp. 156-158)。このように本勅法が発布された経緯やその趣旨にについてはHumfressもHuckに近い考えであるが、本勅法は司教に民事裁判権を授与するものでもなければ、司教の裁決を「仲裁」のそれに限定するものでもなかったとする点で、Huckとは大きく異なっている。

いる。  
いづれにせよ、本論文の後半を「ただしそれは、…」のように訳出したのは、この二人の解釈を踏まえてのことである。

- (3) DATA VIII KAL. IULIAS CONSTANTINOPOLI.....  
A. ET CRISPO CAES. CONSS. クリウスプスは三十八年と三十二年にコーンスルとなっているが、Mommson, ad h. 1 が指摘するように、副帝クリウスプスが次位の位置でコーンスル年に登場するのは、五度目のコーンスルであった正帝リキニウスと共にコーンスルとなった、三十八年のみである。一方、ビュルザンティウムがコーンスタンティノポリスと改名されるのは三三〇年である。したがって、この subscriptio のコーンスル年と付与地は矛盾している。これに関し、Seeck, *Regesten*, p. 57 は、'欠けている正帝名の部分はおそらく ipso A. (正帝自身と) のみ記されていたのだが、後にコーンスタンティヌスの名が付加されて Constantino ipso A. となり、それが Constantinopoli A. と誤写されたのであらうと推測し、本論文は三十八年六月に付与されたと考える (p. 166)。以来、大方の研究者が三十八年を本論文の発布年として受け入れてきている。cf. J.H. Harries, *op. cit.*, p. 195, n. 18 (ただし「三三六六年のクリウスプスの処刑以前で、おそらく perhaps 三十八年」としている) ; Caroline Humfress, *loc. cit.*; Olivier Huck, *op. cit.*, p. 297.  
その中、Fergus Millar は、本論文の subscriptio に関し

て唯一可能な復元は三十八年六月を示しているとした上で、Byzantium が後に Constantinopolis に代えられることが時々あり、三十八年六月にはコーンスタンティヌス帝はアクイレーイアにいたことを指摘して、本論文の発布者がリキニウスであった可能性を示唆した (*The Emperor in the Roman World* [London 1977], p. 591, n. 7)。T. D. Barnes (*loc. cit.*, n. 80 [p. 312]) も、伝えられている subscriptio は本論文が三十八年にリキニウスによって発布されたことを暗示しているとするが、ただし、そうであったとしてもリキニウスはおそらく、それ以前のコーンスタンティヌスによる立法を繰り返しているにすぎないと述べる。

これに対し、Simon Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs: Imperial Pronouncements and Government AD 284-324* (Oxford 1996), pp. 284-286. (Idem, Hidden from History: The Legislation of Licinius, in: Harries and Wood (eds.), *The Theodosian Code* [London 1993], pp. 111-113 の本論文に関する記述を徴修正して再録) は、発布者がリキニウスであった可能性を仔細に検討した上で、本論文をリキニウスに帰す必要はないと結論づけ、三十八年六月に発布された本論文の付与地が Constantinopolis となった経緯に関しては Seeck の推論の方が可能性が高いとしている。

③③ 第二卷第五章第一法文

コーンスタンティーンヌス帝が〈……に宣示す<sup>(1)</sup>〉。

原告は、共同保有者のうち〈自らが〉望んだ者を訴えることができる。また〈自らが〉望む者を、自らの意思にしたがって〈訴えから〉除外することができる。ただしそれは、訴えられなかった者たちが、判決として下されるであろうことについて何ら不利益を蒙ることなく、望んだときには自らの訴訟を起こすことができる、という条件においてである。

(1) 法文③③註(2)でも説明されているように、『テオドシウス法典』第一巻／第五卷については、他の法史料からの復元に頼らなければならない部分が多い。本法文についても、Momm森. ad h. l. によれば、五〇〇年頃に編纂された『ブルグンドのローマ法典 *Lex Romana Burgundionum*』第四七章をもとに構成されている。また、もともなかった法史料にコーンスタンティーンヌス帝の名が無いにもかかわらず、本法文の付与者がコーンスタンティーンヌス帝とされているのは、本法文の次に採録されている本法典第二卷第五章第二法文に基づくとされている。同法文の付与者はユーリアーヌス帝だが、同法文に「コーンスタンティーンヌスの勅法

constitutio Constantini」が言及されているためだと考えられる。

(2) consors. 「共同保有者」については、法文②註(3)を参照。

(3) praeiudicium. 「不利益」と訳した praeiudicium は、「予備訴訟」あるいは「確認訴訟」と訳されることが多い。本訴訟に先立って、事実確認のために行なわれる予備的な訴訟のことである。例えば、ある人物が、その保護者、あるいは家長であると主張する者に対して労務を提供したり、扶養を為す義務を有したりするか否かを決定するために、その人物が相手方によって解放された人物であるか否か、あるいは生来自由人であるか否かを、本訴訟に先立って確定するような訴訟がそれにあたる。古典期には「予備訴訟」について一般的な概念が作られるには至らず、法務官が個別に承認することで発達したが、法務官は「予備訴訟」の判決を本訴訟でも尊重するよう各種の方法で強制した。その結果、「予備訴訟」が本訴訟において訴訟当事者に不利益や損害をもたらす事態が生じ、 praeiudicium という言葉が「不利益」や「損害」という意味も持つようになった。<sup>2</sup> 船田享二『ローマ法』、第五卷(岩波書店、一九七二年)、二一五～二二三頁・原田慶吉『ローマ法』(法文②註(2)所引)、三八七頁; Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文②註(3)所引)、s. v. [Praeiudicare]; [Praeiudicium]: Heumann/Seckel, s. v. [Praeiudicium].

③③ 第二卷第二十五章第一法文

コーンスタンティヌス帝が三州帝室財産管理官ゲルルスに〈宣示す〉。

サルディニアにおいて最近御料地または永借地<sup>(1)</sup>が別々の所有者に分割された際、奴隷の家族<sup>(5)</sup>全体が誰であれ同一の所有者のところに残るように、財産の分割がなされるべきであった。というのも、子が両親から、兄弟から姉妹が、夫から妻が離されることに誰が堪えられようか。それゆえ、奴隷たちを別々の権利の下に分かち連れ去った者たちは、その奴隷たちをひとつの権利の下に戻すことを強制されるべし。そして〈奴隷の〉家族<sup>(5)</sup>の回復によつて誰かの下から奴隷が欠けたときは、当該奴隷を受け取った者によりその者に対し代わりの奴隷が補われ、分かれたれた奴隷の家族<sup>(5)</sup>についてこの後何らかの不平が州内に残存しないように注意せよ。

プロークルスとパウリーヌスがコーンスルの年の四月二九日に付与す。

(1) tres provinciae Sicilia, Sardinia, Corsicaを指す。cf. Gothofredus, ad h. l.

(2) rationalis, 帝室財産管理官については法文②註(1)および法文⑤註(1)を参照。

(3) Gerulus, 詳細は知られずなご。cf. *PLRE*, i, p. 394 (GERVLVS).

(4) fundi patrimoniales vel enfiteuticarii, 御料地と永借地とが vel 等の接続詞による組み合わせで『テオドシウス法典』に登場するのは法文⑧の他、同第一巻第一章第四法文(三三七年二月)および同第五卷第一章第一七法文(三二四年)であり、この種の組み合わせによらずに両者が登場するのが同第五卷第二章第二(四一五年)および第三法文(四三四年)である。御料地については法文⑩註(2)、永借地または永借人・永借権者については法文⑪註(3)を参照。また、御料地や永借地は法文⑫や法文⑬でも言及されている。

(5) agnatio, 法文⑩註(3)参照。古典期のローマ法では男系親族である「宗族」関係を指し(原田慶吉「ローマ法」[法文⑫註(2)所引]二八四—二八五頁、Barger, *Encyclopedic Dictionary* [法文⑫註(3)所引], s. v. [Agnatio]参照)本法典の法文⑧・⑩・⑪においても、宗族関係あるいは宗族の意味で用いられている。しかし、帝政後期には宗族に基づく家制度の後退という一般的現象が見られた。また、本文は奴隷の親子や兄弟姉妹を対象としており、そもそも奴隷の「宗族」という表現はおかしいので、「家族」と訳した。なお、後出の奴隷の「家族」の原語はそれぞれ

necessitudines、affectus であるが、同内容を指しているとして理解し、「家族」という訳語で統一した。cf. Gothofredus, ad h. l. possessiones. 本用語は、たとえば法文<sup>⑤⑤</sup>・<sup>⑤⑥</sup>・<sup>⑤④</sup>・<sup>⑤②①</sup>にみられる「占有(権)」の他、法文<sup>⑤②</sup>の「土地」、法文<sup>⑤⑤</sup>の「所有地」、法文<sup>⑤⑥</sup>の「(永借)地」「財産」、法文<sup>⑤④</sup>の「保持」と、多様に訳し得る。本文文においては、相続財産の分割に際して問題が生じていると理解し、「財産」と訳した。

(7) プロークルスとパウリーヌスの組み合わせによるコーンスル年は知られていない。どちらかのコーンスル名が誤りと考えると、①アキンデュース Acindynus とプロークルスがコーンスルであった三三〇年、②パウリーヌスとユリアーヌスがコーンスルであった三三三五年、③オプタートゥスとパウリーヌスがコーンスルであった三三三四年が付与年であった可能性がある。Gothofredus, ad h. l. は、三三〇年の三州帝室財産管理官としてカッレピウス Calpurnius の名を伝える本法典第一〇巻第一〇章第五法文に基づき①の付与年には難があるとして、③の付与年を考える。Momm森, ad h. l. 45 Gothofredus § 33334年説を紹介しながらも、付与年は確定不能としている。これに対し Seeck は、プロークルスの方を修正すべきとする点では Gothofredus と同様だが、本来はパウリーヌスという単独のコーンスル名しか伝わっておらず、後代の編纂者が誤ったコーンスル名を付加したと考える。そして、その具体例として『勅法彙纂』第六卷第二一章第一五法文の subscriptio を挙げ、その発布

年月日(三三三四年八月一日)・発布地(ニーコメディア)と、三三三四年夏のコーンスタンティーンヌス帝の所在地(ドナウ諸州)との矛盾から、本来はパウリーヌスというコーンスル名しか伝わっていなかったところに、のちに「オプタートゥス」という誤ったコーンスル名が付加されたのであり、実際の付与年は、七月二五日にコーンスタンティーンヌスがニーコメディアにいたことが確実で、パウリーヌスとユリアーヌスがコーンスルであった三三三五年であったとする。Seeck は本文についても、パウリーヌスという単独のコーンスル名に「プロークルス」という誤ったコーンスル名が付加されたのであり、実際の発布年は三三三五年であったと考える (Regesten, pp. 88f.; pp. 174f.)。PLRE, i, loc. cit. は、Seeck の三三三五年説を掲げつつ、「プロークルスとパウリーヌスがコーンスルの年」は存在しないこと、および本勅法がコーンスタンティーンヌス帝下のものであることに言及するにすぎない。

### ③④ 第五卷第二〇章第一法文

コーンスタンティーンヌス帝がマークシムスに(宣示す)。古くからの慣習を堅持することは、これからの時代にとつての指針である。それゆえ、公共の利益を理由とする

妨げが何もない場合には、長く遵守されてきたことがこの先も存続すべきである。<sup>(2)</sup>

正帝ユリアーヌスが四度目にしてサツルスティウスがコーンスルの年の二月二十六日コーンスタンティノポリスで付与す。<sup>(3)</sup>

(1) Maximus. *PLRE. i. p. 581* (Maximus 8) は、*subscriptio* のコーンスル年(三六三年)にはコーンスタンティウスであれコーンスタンティウスであれ存命しておらず、ユリアーヌスが同年にコーンスタンティノポリスに滞在することも不可能であるので、コーンスル年は編纂者によって誤って挿入されたと考えるのがもっとも簡明であるとし、本勅法はおそらくは三三二年か三三三年に道長官マクシムス (*PLRE. i. pp. 590f.* [Valerius Maximus 49], 法文<sup>㉞</sup>註(1)参照)に宛てて発布されたものであると推測する。*Gothofredus. ad 5. 12. 1* は、本勅法がコーンスル年通りに三六三年にユリアーヌスによって付与されたと解して、マクシムスはコーンスタンティノポリスの首都長官であつたと考える。

(2) *Gothofredus. ad 5. 12. 1* によれば、本法文は、土地の買主などの譲受人が税負担を引き受けるべきことを定めた本法典第一一巻第三章第三法文(三六三年二月一日付与)、および所有者の税負担義務を定めた同第四法文(三六三年二

月二七日付与)と一体を成していたとされる。

(3) 本勅法の付与年については、本法文註(1)を参照。*Seckl. Regesten. p. 429* は、*subscriptio* のコーンスル年通りに三六三年を付与年と解する。

#### ㉞ 第六卷第三八章第一法文

正帝コーンスタンティウスがパテルヌス・ウアレリアーヌスに〈宣示す〉。

ペルフエクティッシミー級の親任状<sup>(2)</sup>を求めし者は、以下の場合にそれを享受すべし。すなわち、その者が奴隷の境遇から程遠く、国庫や都市参事会に責を負っておらず、「パン製造業者」<sup>(3)</sup>でなく、また、なにがしかの……でないかぎりにおいてである。<sup>(4)</sup>

(1) *Paternus Valerianus*. 本法文以外では知られていない。*PLRE. i. p. 939* (*Paternus Valerianus 15*) は、法文<sup>㉞</sup>で確認される三三〇年の管区代官ウアレリアーヌスと同一人物である可能性を示唆する。これに対し *Gothofredus. ad h. l.* は、法文<sup>㉞</sup>の *inscriptio* の記載に加えて、本法文中でローマ市の食糧供給に関連する「パン製造業者」について述べられて

いること、そして、法文<sup>⑤</sup>で年齢特権取得に関してペルフェクティッシミー級の者たちの審査が在ローマ管区代官のもとで行われる旨が述べられていることから、本法文の名宛人を在ローマ管区代官であろうと考える。

- (2) *codicilli perfectissimus* 親任状については法文<sup>⑥</sup>註(6) 参照。ペルフェクティッシミー級については、法文<sup>④</sup>註(1) 参照。

- (3) *pistores* 「パン製造業者」については法文<sup>⑩</sup>註(2) 参照。また、「パン製造業者」の負担については、法文<sup>⑤</sup>や<sup>⑧</sup>も参考となる。

- (4) 写本ではこの部分が欠落している。ただし、同じ勅法を取録している『勅法彙纂』第一二巻第三章(三三章)第一法文にはこの部分が残存しており、「奴隷の境遇から程遠く、国庫や都市参事会に責を負っておらず、「パン製造業者」でなく、また、なにがしかの商売に携わってもしなければ、買取で得た推薦によってその名誉を購ったのでもなく、他のどれかの財産を管理しているのでもないかぎりにおいてである」となっている。

- (5) *subscriptio* が欠損しており、発布年などの情報は得られない。なお、*Seeck, Regesten*, p. 165 は、三二七年一月九日に掲示された法文<sup>⑥</sup>(ヒスパニア諸州の総監オクターウィアヌス宛)と本法文とは、もともと同一単一の勅法に由来するものであるという可能性を示唆しているが、根拠は明示していない。

#### ③④ 第八卷第一五章第一法文

……<sup>(1)</sup>。アグリッピーナが発言した。「彼はその土地の地区長<sup>(2)</sup>ではありません。」正帝コーンスタンティヌスが発言した。「しかし、行政職に就いている者が何かを購入することは法で禁止されている。それゆえ、彼が購入したのが彼の地区においてであれ、それ以外の地区においてであれ、実のところ何の違いもない。彼が購入したことが法に反しているのは明らかだから。」さらに帝は付言した。「行政職に就いている者が購入したものは何であれすべて国庫のものとなることを汝らは知らぬのか。」アグリッピーナが発言した。「彼はその土地の長<sup>(2)</sup>ではありませんでした。私は彼の弟から買い取ったのです。御覧ください、これが取引の証書です。」正帝コーンスタンティヌスが発言した。「コーディアとアグリッピーナは売主から相應の金銭を受け取るべし。」<sup>(4)</sup>

- (1) この法文は、アグリッピーナとコーディアという二人の女性が提起した訴えに対する皇帝の裁定を記録したものである。訳文には十分反映させられなかったが、アグリッピーナの発言にはギリシア語が用いられているのに対し、コー

ンスタンティーンヌス帝の言葉と、発言者を示す部分にはラテン語が用いられている。

皇帝顧問会議 *consistorium* における審理記録を抜粋・収録している法文としては、本法文以外にも、本法典第一巻第二章第四法文、第四巻第二〇章第三法文、第一一巻第三九章第五法文、同第八法文、『勅法彙纂』第九巻第四七章第一二法文、第一〇巻第四八章（四七章）第二法文などがある。Gothofredus, ad h. l. および Mommsen, ad h. l. は、第一一巻第三九章第五法文のように審理記録には年月日情報冒頭部に記載されていたはずだと考え、本法文冒頭に欠落を想定している。本法文の正確な年代は不明であるが、本法典で次に収録されている第八巻第一五章第二法文（法文<sup>10</sup>）は三三四年五月一九日に付与されたものである。

なお、J. N. Adams, *Bilingualism and the Latin Language* (Cambridge, 2003), pp. 383-390 は、本法文や、エジプトのパピルス史料から知られる審理記録の分析から、審理における裁判官のラテン語使用が帝国の権威を示す役割を果たしたという興味深い指摘をしている。コーンスタンティーンヌス帝のギリシア語とラテン語の使い分けについては、S Corcoran, *The Empire of the Tetrarchs. Imperial Pronouncements and Government AD 284-324* (2nd ed. Oxford, 2007), pp. 259f. を参照。

(2) ἐπαρχία, ἡγεμονία, 「地区」 pagus および 「地区長」 praepositus pagi については法文<sup>10</sup>註(2)参照。

(3) 州総督やその下僚などの行政職に就く者および兵士がその勤務地での土地の購入その他を禁じられるという原則は、『学説彙纂』第一八巻第一章第七二法文、第四九巻第一四章第四六節第二法文、同巻第一一六章第一三法文などから知られる。また、類似の規定が後代でも繰り返し遵守するよう求められていたことは、本法典第八巻第一五章第三法文、第五法文などから確認される。cf. Jones, *LRE*, pp. 399f.

(4) Gothofredus, ad h. l. は本法文で問題となっている事案および審理の経緯を次のように再構成している。

まず、地区長であった人物がその在職期間中に、自分の担当地区でないところの地所を購入し、まもなく死亡した。そして相続人として残された彼の弟からアグリッピーナとコーデシアは上述の地所を善意で購入した。ところが、この地所は地区長によって法に反して購入されたものだという密告が国庫になされた。その結果、不当に得た占有の瑕疵は常に物に付随するために、その地所はアグリッピーナとコーデシアから取り上げられ、国庫に没収されてしまった。

アグリッピーナはまず問題の地区長が管轄していた地区と、地所があった地区とは別だという事実を根拠に救済措置を求めたが、それはコーンスタンティーンヌス帝によって拒けられた。そこで、第二の論拠として自分たちの地所購入は善意のものであったという点を持ち出し、これに説得された帝は、地所は依然として国庫のものとなされるものの、

善意の買主が金銭までも失うべきではないと考えた。それゆえ、アグリッピーナとコーディアは地所の売主から、金銭を返却してもらえらるという旨の判決を帝は出したとされるのである。

### ④ 第一五卷第一章第一法文

コーンスタンティヌス帝がアフリカ州総督フラウアーヌス<sup>(1)</sup>に〈宣示す〉。

都市がその固有の装飾を奪われてよいとは誰も考えてはならない。都市がその輝きを、たとえば他の都市の城壁<sup>(2)</sup>に移すという名目で失うことは、いみじくも古人により道に<sup>(3)</sup>適ったこととは受け取られていないからである。

正帝コーンスタンティヌスと副帝がコーンスルの年の二月二日にメディオラーヌムで付与し、七月八日に受領<sup>(4)</sup>す。

(1) Flavianus. 三五七年のアフリカ州総督。cf. *PLRE* i, p. 344 (…LIVS FLAVIANVS II).

(2) moenia. Gothofredus, ad h. l. は, opera publica seu aedificia すなわち公共建造物と解する。

テオドシウス法典 (Codex Theodosianus) (二二) (後藤)

(3) veteres. 建造物の装飾を保護する法としては、古くはハドリアーヌス帝治下のアキリーウス元老院決議 (一二二年) があげられる。同決議は、相続や売却によつて建造物の装飾が失われることを禁じた。cf. Gothofredus, ad h. l.; Berger, *Encyclopedic Dictionary* (法文<sup>(2)</sup>註 (3)) 所引, s. v. [Senatusconsultum Aelianum].

(4) Gothofredus, ad h. l. は, コーンスタンティヌス帝治下にフラウアーヌスという名のアフリカ州総督の存在が知られていないこと、本法典第八卷第五章第一〇法文 (写本では三五八年一〇月二七日の付与) および第一一卷 [第三章第一四法文 (写本では三六一年八月三日の付与)] にアフリカ州総督フラウアーヌスが名宛人として登場することから、本法文の付与者はコーンスタンティヌスではなくコーンスタンティウスであり、subscriptio は CONSTANTIO A. VIII ET IVLIANO CAES. II COSS. (三五七年) に修正されるべきとしよう。Momm森, ad h. l. も Gothofredus に従い、フラウアーヌスが三五八年頃と三六一年にアフリカ州総督であったこと、三五六〇/三五七年の冬にコーンスタンティウスがメディオラーヌムを離れたことから、本法文の付与年を三五七年とする。Seeck, *Regesten*, pp. 37, 203; *PLRE* i, loc. cit. も同様に、本法文の付与年を三五七年としよう。

(未完)

(附記) 今回の担当者は、大清水裕、後藤篤子、芹澤悟、田中創、林信夫、樋脇博敏である。なお今回で、コーンスタンティーンヌス帝が発布者とされる勅法は全て訳了した。